

福岡県公報

平成二十四年十月十六日
第三千四百三十八号
増刊 ①

目次

規則(第五十号)

○福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課) ……………

告示(第七百五十六号)

○福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

(団体指導課) ……………

規則

福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年十月十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十号

福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築士法施行細則(昭和二十五年福岡県規則第百十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「**注**」を削除し、同様式(注)2中「**外国人登録済証明** 書1画(発行後6か月以内のもの)」を「**住民票の写し(国籍の記載を含む。)**」(原本)に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

福岡県告示第七百五十六号

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年十月十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱(平成二十三年五月福岡県告示第八百号)の一部を次のように改正する。

第一条中「**十八**経営第七千五百八十一号」の下に「。以下「**セーフティネット資金要綱**」という。」を加える。

第三条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、平成二十四年七月三日から十四日までの豪雨災害(以下「平成二十四年七月の豪雨災害」という。)に関する利子助成金等の交付対象者は、これを「災害対策資金」という。)を借り受けた農林漁業者とする。ただし、セーフティネット資金要綱第四(5)の五に定める者は除く。

第三条第三項中「特別資金及び経営安定資金(以下これらを「災害対策資金」という

。)」を「災害対策資金」に改め、同項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、利子助成金等の交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利子助成金等の交付対象としない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(第三号において単に「暴力団」という。)又は同条第六号に規定する暴力団員(次号及び第三号において単に「暴力団員」という。)である場合
- 二 暴力団員が役員となっている団体である場合
- 三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

4 特別資金に係る利子助成金の交付申請において、借受者から委任を受けた農協及び信漁連(以下「農協等」という。)が前項第二号又は第三号のいずれかに該当する場合は、利子助成金の交付対象としない。

5 経営安定資金に係る利子補給を受ける農協等で、第三項第二号又は第三号のいずれかに該当する場合は、利子補給金の交付対象としない。
 第四条第一項中「申請期限」を「利子助成適格認定及び利子補給承認の期限」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、平成二十四年七月の豪雨災害に関する利子助成及び利子補給の期間については貸付実行日から五年とし、利子助成適格認定及び利子補給承認の期限については、平成二十五年三月三十一日までとする。
 別表一の一の表に次のように加える。

平成24年7月3日 以降平成24年8月14日 以前貸付決定 の豪雨災 害 分	平成24年7月3日 特別資金 (公庫)	7年以下	0.50	0.250	0.250	0
	平成24年7月3日 以降平成24年8月19日 以前貸付決定 の豪雨災 害 分	7年を 超え	0.55	0.275	0.275	0
平成24年7月3日 以降平成24年8月19日 以前利子補給 承認分	平成24年7月3日 経営安定資金 (農協)	9年以下	0.65	0.325	0.325	0
	平成24年7月3日 以降平成24年8月19日 以前利子補給 承認分	9年を 超え	0.65	0.325	0.325	0
平成24年8月20日 以降平成24年9月19日 以前利子補給 承認分	平成24年8月20日 特別資金 (公庫)	6年以下	0.40	0.200	0.200	0
	平成24年8月20日 以降平成24年9月19日 以前貸付決定 の豪雨災 害 分	6年を 超え	0.45	0.225	0.225	0
平成24年8月20日 以降平成24年9月19日 以前利子補給 承認分	平成24年8月20日 経営安定資金 (農協)	8年以下	0.55	0.275	0.275	0
	平成24年8月20日 以降平成24年9月19日 以前貸付決定 の豪雨災 害 分	8年を 超え	0.55	0.275	0.275	0
平成24年9月20日 以降平成24年9月20日 以前利子補給承認 分	平成24年9月20日 特別資金 (公庫)	9年以下	0.65	0.325	0.325	0
	平成24年9月20日 以降平成24年9月20日 以前貸付決定 の豪雨災 害 分	9年を 超え	0.65	0.325	0.325	0
平成24年9月20日 以降平成24年9月20日 以前利子補給承認 分	平成24年9月20日 経営安定資金 (農協)	10年以下	2.45	1.225	1.225	0
	平成24年9月20日 以降平成24年9月20日 以前貸付決定 の豪雨災 害 分	7年以 下	2.45	1.225	1.225	0

別記を次のように改める。

別記(第五条関係)

第一 特別資金関係

一 特別資金に係る利子助成金の交付条件

- (一) 利子助成の対象となる資金は、特別資金とする。
- (二) 利子助成の対象となる農林漁業者は、特別資金の借受者であり、第三条に規定する被害農林漁業者とする。
- (三) 知事は、市町村が特別資金の利子助成を行う場合に限り、被害農林漁業者に

対し利子助成を行うものとする。

二 特別資金の貸付実行の通知

- (一) 公庫又は公庫の受託金融機関は、特別資金を貸し付けたときは、農林漁業セーフティネット資金貸付実行通知書(様式第一号。以下「実行通知書」という。)を速やかに知事に提出するものとする。
- (二) 知事は、実行通知書を受け付けたときは、速やかに市町村長に実行通知書の写しを送付するものとする。

三 特別資金の利子助成適格認定手続及び特別資金利子助成確約書の提出

- (一) 特別資金の借受者が、特別資金の利子助成適格認定を受けようとするときは、農業にあつては当該被害農業者の住所地をその地区内に含む農協を通じ市町村を経由して、林業にあつては市町村を経由して、漁業にあつては信漁連を通じ市町村を経由して、特別資金利子助成適格認定申請書(様式第二号の一、様式第二号の二又は様式第二号の三。以下「適格認定申請書」という。)を速やかに知事に提出しなければならない。なお、申請者が法人等の場合は、適格認定申請書に役員名簿(様式第二号の四)を添えて提出するものとする。
- (二) 市町村長は、特別資金の貸付けにつき利子助成をしようとするときは、適格認定申請書の市町村意見及び市町村証明の欄に記入の上、特別資金利子助成に係る確約書(様式第三号)を添えて知事に提出するものとする。

- (三) 知事は、適格認定申請書を審査し、申請者が第三条第三項各号のいずれにも該当しないことを確認の上、適格であると認めるときは、借受者及び関係機関にその旨を通知するものとする。

四 特別資金利子助成金の交付申請及び交付決定等

- (一) 利子助成適格認定を受けた者が利子助成金の交付を受けようとするときは、農業にあつては農協に、漁業にあつては信漁連に特別資金利子助成金委任状（様式第四号。以下「委任状」という。）を提出しなければならない。また、林業にあつては特別資金利子助成金交付申請書（様式第六号の一。以下「交付申請書」という。）及び特別資金利子助成金交付申請明細書（様式第六号の二。以下「交付申請明細書」という。）を毎年一月二十日までに知事に提出しなければならない。

- (二) 農協等は、委任状を受け付けたときは、特別資金利子助成金委任者一覧表（様式第五号）を作成し、交付申請書、交付申請明細書及び役員名簿（様式第二号の四）を毎年一月二十日までに知事に提出しなければならない。

- (三) 知事は、交付申請書を審査し、適当であると認めるときは、利子助成金の交付を決定し、農業及び漁業にあつてはその旨を農協等に、林業にあつては借受者に通知するものとする。この場合において、福岡県補助金等交付規則（昭和三十三年福岡県規則第五号）第十三条の規定による実績報告は、この交付申請によりなされたものとみなし、同規則第十四条の規定による額の確定は交付決定と同時にを行うものとする。

五 特別資金利子助成金の支払

- (一) 知事は、原則として利子助成金の交付決定をした日の属する月の翌月の末日までに農業及び漁業にあつては農協等に、林業にあつては借受者に対し、利子助成金を支払うものとする。
- (二) 利子助成金の交付を受けた農協等は、速やかに当該利子助成金を借受者に支払わなければならない。

第二 経営安定資金関係

一 経営安定資金の借入申込手続

- (一) 経営安定資金を借り受けようとする被害農業者は、経営安定資金借入申込書（様式第七号の一。以下「借入申込書」という。）を当該被害農業者の住所をその地区内に含む農協に、被害漁業者は、借入申込書（様式第七号の二）を信漁連に提出しなければならない。なお、借入希望者が法人等の場合は、借入

申込書に役員名簿（様式第二号の四）を添えて提出するものとする。

- (二) (一)の借入申込みを受けた農協の組合長及び信漁連の会長は、経営安定資金を貸し付けようとするときは、借入申込書の写しを添えて経営安定資金利子補給承認申請書（様式第八号の一又は様式第八号の二。以下「承認申請書」という。）を市町村を経由し、知事に提出するものとする。

- (三) 農協等は、福岡県農業信用基金協会及び福岡県漁業信用基金協会（以下これらを「信用基金協会」という。）の保証を付す場合には、債務保証委託申込書を信用基金協会に送付するとともに、債務保証の委託申込手続を代行するものとする。

二 経営安定資金の利子補給承認手続

- (一) 市町村は、一(一)の規定により書類の送付を受けたときは、農協等と協議し、その内容を審査するものとする。

- (二) (一)の審査に基づき、市町村は、承認申請書の市町村意見等の欄に利子補給の適否及び利子補給が適当であるときはその利子補給率を記入するものとする。

- (三) 知事は、承認申請書を審査し、申請者が第三条第三項各号のいずれにも該当しないことを確認の上、被害農業者及び被害漁業者ごとに利子補給の承認又は不承認を行うものとする。

- (四) 知事は、(三)の審査を行うときは、必要に応じて、関係機関の意見を徴するものとする。

- (五) 知事は、利子補給の承認又は不承認を行ったときは、市町村を経由して、農協等に対し、経営安定資金利子補給承認書（様式第九号の一又は様式第九号の二。以下「承認書」という。）により承認又は不承認の通知をするものとする。

- (六) 市町村長は、(五)の規定により知事が承認の通知をしたときは、資金の貸付けにつき利子補給を行う旨の契約を、速やかに農協等と締結するものとし、契約締結後、当該契約書の写しを知事に提出するものとする。

三 経営安定資金の貸付手続

- (一) 農協等は、承認書を受け付けたときは、速やかに貸付けを実行するものとする。

る。

(二) 貸付けの形式は、証書貸付けとする。

(三) 農協等は、経営安定資金を貸し付ける場合は、借入申込者の預金口座に振り込むものとする。

(四) 農協等は、被害農業者及び被害漁業者に資金を貸し付けたときは、経営安定資金貸付状況報告書(様式第十号)を作成の上、市町村を経由して知事に提出しなければならない。なお、このときに約定償還台帳の写しを添付するものとする。

四 経営安定資金の利子補給

(一) 知事は、経営安定資金を貸し付ける農協等に対し、第三条第五項に該当しないことを確認の上、利子補給金を交付するものとする。

(二) 農協等は、毎年一月二十日までに次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

ア 経営安定資金利子補給金交付申請書(様式第十一号)

イ 利子補給金交付申請明細書(様式第十二号)

ウ 利子補給金交付申請内訳表(様式第十三号)

エ 利子補給金計算明細表(様式第十四号)

オ 役員名簿(様式第二十号の四)

(三) 交付申請書の審査は次に掲げる資料に基づいて行うものとする。

ア 承認書(様式第九号)

イ 約定償還額台帳(様式第十五号)

ウ その他知事が必要と認める資料

(四) 利子補給についての契約は、知事が当該農協の組合長及び信漁連の会長との間で締結する経営安定資金利子補給契約書によって行うものとする。

(五) 知事は、信用基金協会との契約に基づき、信用基金協会が農協等に対して債務保証を行うことによつて受けた損失の一部について、予算の範囲内で損失補償を行うものとする。ただし、信用基金協会が第三条第三項第二号又は第三号に該当する場合には損失補償は行わないものとする。

様式第二号の一から第二号の三までを次のように改める。

様式第2号の1 (別記第1の3関係)

特別資金利子助成適格認定申請書 (農業)

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所

(フリガナ)

氏 名

印 (男・女)

(生年月日 年 月 日)

農林漁業災害対策特別資金の貸付について、利子助成を受けたいので、福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱別記第1の3の(1)の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 災害の概要 (災害名)

被害作物名	被害面積	平年収量	減収量	減収率
	a	kg	kg	%
		平年農業総収入	減収額	減収率
		千円	千円	%

2 農林漁業セーフティネット資金 (特別資金) の借入額 千円

3 添付書類

(1) 農林漁業セーフティネット経営安定計画 (写し)

4 市町村意見

5 市町村証明

様式第 2 号の 2 (別記第 1 の 3 関係)

特別資金利子助成適格認定申請書 (林業)

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申請者 住 所
(フリガナ)
 氏 名 印 (男・女)
(生年月日 年 月 日)

農林漁業災害対策特別資金の貸付について、利子助成を受けたいので、福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱別記第 1 の 3 の (1) の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 災害の概要 (災害名)

被害樹種	被害面積	平年林業総収入	損 失 額	損 失 率
	a	千円	千円	%

2 農林漁業セーフティネット資金 (特別資金) の借入額 千円

3 添付書類

(1) 農林漁業セーフティネット経営安定計画 (写し)

4 市町村意見

5 市町村証明

様式第2号の3 (別記第1の3関係)

特別資金利子助成適格認定申請書 (漁業)

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所

(フリガナ)

氏 名

印 (男・女)

(生年月日 年 月 日)

農林漁業災害対策特別資金の貸付について、利子助成を受けたいので、福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱別記第1の3の(1)の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 災害の概要 (災害名)

漁業種類	対象魚種	平年漁業総収入	損 失 額	損 失 率
		千円	千円	%

2 農林漁業セーフティネット資金 (特別資金) の借入額 千円

3 添付書類

(1) 農林漁業セーフティネット経営安定計画 (写し)

4 市町村意見

5 市町村証明

様式第二号の三の次に次の一様式を加える。

様式第六号の一、様式第七号の一、様式第七号の二、様式第八号の二、様式第九号の二及び様式第十一号を次のように改める。

様式第 6 号の 1 (別記第 1 の 4 関係)

特別資金利子助成金交付申請書

第 号
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

住 所

(フリガナ)

氏 名

(生年月日

年

月

日)

印 (男・女)

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱別記第 1 の 4 の規定により、
利子助成金 円の交付を申請します。

年度

様式第7号の1 (別記第2の1関係)

経営安定資金借入申込書

年 月 日

農業協同組合 御中

下記資金の借入れを申し込みます。

借入者	住所		
	(フリガナ)氏名	印	(男・女)
	(生年月日 年 月 日)	(歳)	

資金名	農業災害対策経営安定資金
借入申込金額	
資金の用途	
借入希望時期	年 月 日
償還期間	年(うち据置 年)
償還(取扱)期限	年 月 日

償還方法	元金償還	元金均等
		毎年 1月 20日
	利息支払日	年 月 日以降
		毎年 1月 20日

資金の内容	資金の必要性		
	計画内容		
資金計画	借入金	本資金	
	自己資金		
	計		

収入支出計画	区分	前年実績	計画	
	収入	農業収入	千円	千円
		給与収入		
		計		
	支出	農業支出		
		生活費		
		既借入金返済		
		計		
		差引余剰		

附表

災害の種類・時期					
① 農 作 物 減 収	作物名	被害面積	平年収量	減収量	減収額
	計				
	農業共済金見込額 (A)	代表物予定所得額 (B) (作物名)		減収総額 - (A) - (B)	
	円		円	円	
② そ の 他					
	円				
③ 諸 対 策 金 額	天災資金	農協特別貸出	農業災害特別資金	租税公課減免	計
	円	円	円	円	
	現金・預貯金借入金等	家計費の節約	平年経済余剰		
	円	円	円	円	円
資金所要額 ①+②-③				円	

家 族 の 状 況	続柄	氏名	年齢	職業又は勤務先	前年の収入
	本人				千円
					千円

経 営 規 模	種別	田	畑	果樹園		給与	貸家等	計
	(作付品目) 規模	() a	() a	() a			戸	
	前年収入	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

所 有 不 動 産	種類	面積	見積価格	種類	面積	見積価格
	宅地	㎡	千円	住宅	㎡	千円
	農地	㎡	千円	農舎	㎡	千円
	山林・その他	㎡	千円	貸家	㎡	千円
	計		千円	計		千円

取 引	出資金	当座性貯金	定期性貯金	共済契約額	未収金立替金	購買貸越
	千円	千円	千円	生命 建更 (年間掛金総額 千円) 万円 万円	千円	千円

状 況	特別資金の既往借入金残高					既往借入金の状況				
	資金名	借入年月日	借入期限	借入現在高	年間償還額	資金名	借入年月日	借入期限	借入現在高	年間償還額
				千円	千円				千円	千円
				千円	千円				千円	千円
				千円	千円				千円	千円

連 帯 保 証 人	住所	氏名	年齢	続柄	資格	職業	前年収入
							千円
							千円

担 保	不動産担保 (所在地)	地目	面積	その他の担保

様式第 7 号の 2 (別記第 2 の 1 関係)

経営安定資金借入申込書

年 月 日

福岡県信用漁業協同組合連合会 御中

下記資金の借入れを申し込みます。

借入者	住 所	(T E L)	
	(フリガナ) 氏 名	印	(男・女)
	(生年月日 年 月 日)	(歳)	

資 金 名	漁業災害対策経営安定資金
借入申込金額	
資金の用途	
借入希望時期	年 月 日
償 還 期 間	年(うち据置 年)
償還(取扱)期限	年 月 日

償 還 方 法	元金償還	元金均等
	利息支払日	毎年 1 月 2 0 日
	利息支払日	年 月 日以降
	利息支払日	毎年 1 月 2 0 日

資金の内容	資金の必要性		
	計画内容		
資金計画	借入金	本資金	
	自己資金		
	計		

収 入 支 出 計 画	区 分	前年実績	計 画	
	収 入	漁業収入	千円	千円
		給与収入		
		計		
	支 出	漁業支出		
		生活費		
		既借入金返済		
		計		
		差引余剰		

附表

災害の種類・時期					
① 漁 獲 物 等	漁業種類	対象魚種	損 失 額		平年漁業総収入額
	計				
	漁業共済金見込額 (A)	代表物予定所得額 (B) (漁獲物名)	損失総額 - (A) - (B)		
	円		円	円	
② そ の 他					円
③ 諸 対 策 金 額	天災資金	信漁連特別貸出	漁業災害特別資金	租税公課減免	計
	円	円	円	円	
	現金・預貯金借入金等	家計費の節約	平年経済余剰		
	円	円	円	円	円
資金所要額 ①+②-③				円	

家族の状況	続柄	氏名		年齢	職業又は勤務先		前年の収入			
	本人						千円			
							千円			
							千円			
							千円			
							千円			
経営規模	漁船漁業				その他漁業					
	漁船名	漁業種類	船質	トン数	進水年月	漁業種類	施設数・規模・能力等			
					年 月					
所有不動産	種類	面積		見積価	種	面積		見積価格		
	宅地	㎡		千円	住宅	㎡		千円		
		㎡		千円		㎡		千円		
		㎡		千円		㎡		千円		
	計			千円	計			千円		
取引状況	出資金	当座性貯金	定期性貯金	共済契約額	未収金立替金	購買貸越				
	千円	千円	千円	生命 建更 (年間掛金総額 千円)	万円 万円 千円	千円	千円			
	特別資金の既往借入金残高				既往借入金の状況					
	資金名	借入年月日	借入期限	借入現在高	年間償還額	資金名	借入年月日	借入期限	借入現在高	年間償還額
				千円	千円				千円	千円
			千円	千円				千円	千円	
			千円	千円				千円	千円	
連帯保証人	住所		氏名		年齢	続柄	資格	職業	前年収入	
									千円	
担保	不動産担保(所在地)			地目	面積	その他の担保				

様式第8号の2 (別記第2の1関係)
 経営安定資金利子補給承認申請書 (漁業)

経営安定資金融資意見書 (漁業)

第 号
 年 月 日

福岡県知事 殿

融資機関名

市町村名

印

貸付の相手方	災害の種類	今後の必要資金 A 千円	貸付予定額 (所要額) (A+E-F) 千円	貸付利率 償還期限 据置期間	融 資 機 関 記 入 欄						基金協会保証	市町村意見等 左記記載事項中災害による被害及び被害金額については事実と相違ないので、利子補給の承認をします	漁業管理課記入欄		No	
					漁獲物等損失				損失総額 E (B-D) 円	諸対策金額 F 円			承認額 千円	承認番号		備考 (資金使途内訳)
					漁獲物名	損失額 B 円	平年漁業 総収入 C 円	損失率 B/C %								
				貸付利率 % 償還期限 (据置を含む) 年 据置期間 年				B/C %	漁業共済金見込額 代作物 (漁獲物名) (予定所得額) 計		天災資金 信漁連特別貸出 漁業災害特別資金 租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計	有 無	適否 利子補給率 % ※融資機関記入 特別資金既借入残高 円			
				貸付利率 % 償還期限 (据置を含む) 年 据置期間 年				B/C %	漁業共済金見込額 代作物 (漁獲物名) (予定所得額) 計		天災資金 信漁連特別貸出 漁業災害特別資金 租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計	有 無	適否 利子補給率 % ※融資機関記入 特別資金既借入残高 円			
				貸付利率 % 償還期限 (据置を含む) 年 据置期間 年				B/C %	漁業共済金見込額 代作物 (漁獲物名) (予定所得額) 計		天災資金 信漁連特別貸出 漁業災害特別資金 租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計	有 無	適否 利子補給率 % ※融資機関記入 特別資金既借入残高 円			

様式第9号の2（別記第2の2、第2の4関係）
 経営安定資金利子補給承認書（漁業）

第 号
 年 月 日

(申請)
 融資機関名

福岡県知事

印

貸付の相手方	災害の種類	今後の必要資金 A 千円	貸付予定額(所要額) (A+E-F) 千円	貸付利率 償還期限 据置期間	融 資 機 関 記 入 欄						諸対策金額 F 円	基金協会保証	市町村意見等 左記載事項中災害による被害及び被害金額については事実と相違ないので、利子補給の承認をします	漁業管理課記入欄		No		
					漁獲物等損失				損失総額 E (B-D) 円	漁業共済金見込額・代作物予定所得額 D 円				損失率 C/B	承認額 千円		承認番号	備考 (資金使途内訳)
					漁獲物名	損失額 B 円	平年漁業総収入 C 円	損失率 C/B										
				貸付利率 % 償還期限 (据置を含む) 年 据置期間 年							天災資金 信漁連特別貸出 漁業災害特別資金 租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計	有 無	適否 利子補給率 % ※融資機関記入 特別資金既往借入残高 円					
				貸付利率 % 償還期限 (据置を含む) 年 据置期間 年							天災資金 信漁連特別貸出 漁業災害特別資金 租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計	有 無	適否 利子補給率 % ※融資機関記入 特別資金既往借入残高 円					
				貸付利率 % 償還期限 (据置を含む) 年 据置期間 年							天災資金 信漁連特別貸出 漁業災害特別資金 租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計	有 無	適否 利子補給率 % ※融資機関記入 特別資金既往借入残高 円					

様式第 1 1 号 (別記第 2 の 4 関係)

経営安定資金利子補給金交付申請書

第 号
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

融 資 機 関
住 所

(フリガナ)

代 表 者 氏 名

印 (男・女)

(代表者生年月日

年

月

日)

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱に基づき融資した貸付金について 年 1 月 1 日か
ら同年 1 2 月 3 1 日までの期間に係る利子補給金 円の交付を申請します。

記

月計表 (年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までに係る農協、信漁連における残高移動)

(単位：千円)

年	借 方 (期中貸付額)		貸 方 (約定繰上等期中償還額)		繰越残高
	月 計	累 計	月 計	累 計	
1 月					
2 月					
3 月					
4 月					
5 月					
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
10 月					
11 月					
12 月					

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十四年七月三日から十四日までの豪雨に伴い、既に一般災害として承認された経営安定資金については、特別災害として承認されたものとみなす。